

袴田事件、東京高裁で裁判のやり直し

最高裁は、再審開始を認めなかった東京高裁の決定を取り消し、東京高裁に審理のやり直しを決定した。第3小法廷5人の判事のうち、2人はこの決定に反対し、再審開始を主張していた。再審開始取り消しを認めなかったのは袴田さんや弁護団や世論の力によるものと評価できるが、再審開始を遅らせる「たらいまわし」のようでもある。東京高裁は直ちに再審開始を決定し、検察は異議申し立てをやめなければならない。

☆ 石川一雄さんより、2021年新年のメッセージです

全国の支援者の皆さん、明けましておめでとうございます。

昨年は2月21日の東京狭山集会を皮切りに今日まで狭山に関する集会、現地調査等が延期・中止、また私自身の不参加という結果となり、各関係者の皆様に大変なご迷惑をおかけする一年となってしまいました。

新型コロナの出現によって生活が大きく一変させられましたが、私自身は、狭山事件に巻き込まれ、32年間の拘禁生活の中で、自由を奪われ、独房生活を余儀なくされていたので、外に出られないことに対しては、苦になりませんでした。狭山第3次再審闘争は、緊迫した状況下にあってみれば、各地に訴えに行くこともできず、やきもきし、焦る気持ちに駆られたこともありましたが、全国の皆さんからメッセージをいただき、直接会えなくてもつながりを実感して、私自身は今は元気で生きることが闘いだと思っています。私自身、10か月ほど家に籠もる中で、これまでの事が、走馬灯の様に駆け巡りましたが、真っ先に思い出したのは、冤罪を晴らすために、文字と格闘した日々のことでした。浦和拘置所で文字を教えてくれた担当看守さん、本格的に、「冤罪を晴らす」という目的を持って文字を学ぶことを助けてくれた東京拘置所の看守さんたち、全国の部落の子どもたちから送られてきた「石川にいちゃんへ」というたくさんの手紙に励まされたこと。文字を取得するのに10年以上も要しましたが、文字を通して多くの事を学ぶことができたし、私自身の立場も理解できたことを鮮明に思い出す10か月でした。

このことは、裏を返せば、逮捕当時の私が、まったくと言っていいほど、文字と無縁であったことでもあります。読み書きができないことで悔しい思いをしたことや、57年前、警察は、私が犯人との証拠がないので別件逮捕し、マスコミの差別報道や、市民の差別意識も利用しながら、結果的に私を犯人にしたあげていったことを、文字を取り戻す過程の中で、理解していき、悔しさと怒りでどれほど涙を流したかかもしれません。

しかし、今は思い出よりも再審裁判に重点を置いて取り組むことが最重要であるとの思いでいます。年末には最高裁が、イワちゃん(袴田巖さん)の再審に道を開く、差戻決定を出すという本当に嬉しいニュースがあり、今度こそ私の番だという決意をあらたにしたところです。

昨年には、弁護団が検察官の誤りを明らかにし、寺尾判決を覆す科学的な新証拠をつぎつぎと東京高裁に提出し、いよいよ今年は、鑑定人尋問を求めていくとのよしであります。

いずれにせよ、私はあせっておらず、コロナが終息したら、活動が再開できるよう、毎日体を鍛えております。

2021年は、何としても鑑定人尋問、事実調べを勝ち取る年になりますよう、最大限のお力をお貸しくださいますよう、心から念じつつ、私は不撓不屈の精神で第3次再審実現を目指して闘い抜くことを皆さんに誓い、年頭の決意といたします。皆さんもお体大切にお過ごしください。

腰を据え闘い続けて第三次 証拠は揃い勝負の年へ

2021年1月

狭山と私

豊橋市 藤本政男

狭山事件は学生の時、部落問題研究会（大学サークル）にいた友人に教えてもらいました。寺尾判決はひどい内容だと思います。脅迫文の件、一つとっても字が書けない人が脅迫文を書けるはずがない。万年筆の件もそうですが、子供でもわかることを大の大人がわかろうとしない、調べようとする。この不自然さはいったい何なのでしょう。

1963年5月1日、被害者が行方不明になる。5月2日警察は犯人を取り逃がした。5月4日被害者の遺体発見。5月23日警察は石川さん（当時24才）を別件逮捕。6月17日殺人容疑で再逮捕。無実の石川さんを殺人犯にでっちあげた。マスコミも煽った。検察も追隨した。捜査機関は国家の威信をかけて有罪起訴した。一審裁判官は現場調査したが1964年3月11日死刑を言い渡した。二審で石川さんは一審では認めた事柄を全面否定して真実を訴えた。しかし寺尾裁判官は訴えを聞かず、現場調査もせず、証拠調べも不十分のまま1974年10月31日無期懲役を言い渡した。

寺尾裁判官は、『狭山事件は国家体制に関わる重大事件。政治的社会的な影響が大きい。石川さんを何がなんでも有罪とする。（もし無罪放免にしたら警察・検察のメンツをつぶしてしまうことになる、真犯人が別にいることになり社会不安が増す）』とでも考えたのでしょうか。最高裁は1977年8月9日石川さんの上告を棄却した。31年7ヶ月の時を経て1994年12月21日仮出獄。現在は東京高裁に第3次再審請求を行なっている。

山崎和男さんに誘われて2015年10月10日狭山豊川集会に参加しました。石川さん（現在81才）を初めて見ました。話を聞いて誠実さ、人柄の良さ、を感じました。取調べをした刑事、検察官、判決を言い渡した裁判官たちの責任を問うことはできないものか、と思いました。彼らがいい加減な職務、横暴な職務、をした時は、責任の所在を追及する仕組みがあってもいいのではないか、と思います。

刑務所の若い担当係官が石川さんの無実を確信し、字を習得できるように奥さんと支援した話。その娘さんが結婚式の時に石川さんを招待した話。感銘を受けました。人として人間として為すべきことを為したのです。殺人犯と言われている人に対して、刑務所のシステムの中でなかなかできないことです。

日本に冤罪が多いのは日本の司法が後進国だからです。刑事司法において公判での無罪率は日本0.1%です。先進国はアメリカ0.4%、フランスは重罪の1審6.4%、ドイツ4%、韓国0.5%。

冤罪防止のため、先進国を参考に、取調べの可視化（全過程の録画・録音、弁護人の立会い）を進める必要があります。

東京高裁・高検に 再審を求める はがきを送ろう！

〒100-8933

東京都千代田区霞ヶ関 1-1-4
東京高等裁判所第4刑事部

裁判長 大野勝則 様

〒100-8904

東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1

東京高等検察庁御中

インターネットで検索してください。
ホームページ「狭山東三河」
QRコード⇒

ブログ「狭山おたより日誌」
FB「石川さんの無罪を勝ち取ろう、狭山東三



年会費1000円 送金方法／送金先 山崎和男
○郵便局からの場合 ゆうちょカード ATMで100円
【記号】12090【番号】5501181
○郵便局以外 所定の手数料必要
【店名】二〇八【店番208】普通預金
【口座番号】0550118